第

6 3 7 0

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 1月 31日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 渡切り出張費

◇:当社には出張の旅費規程がなく、出張 に行く際は定額を支給しています。税務上、 問題ありますか?

A:その金額が通常必要であると認められ る金額であれば問題になりませんが、旅費規 定を作成しておく方がいいでしょう。

【解説】

所得税では、勤務をする場所を離れてその 職務を遂行するために行う旅行に必要な金品 で、その旅行に通常必要と認められるものに ついては、課税されないこととなっています。 そして、この非課税とされる旅費は、その旅 行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、 宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等か らみて、その旅行に通常必要とされる費用の 支出に充てられると認められる範囲内の金品 をいうとされており、具体的には、次の事項を 勘案した支給基準に基づいて支給されている 旅費について、非課税として取り扱われるこ ととなっています。

- ① その支給額が役員及び使用人のすべてを通 じて適正なバランスが保たれた基準によっ て計算されているものであること
- ②その支給額が、同業種、同規模の他の会社 の使用人等に一般に支給されている金額に 照らして相当と認められるもの

つまり、この支給基準に基づいた旅費であ れば、あえて実費精算をしなくていいという ことですから、その支給額が通常必要と認め られる範囲内であり、継続して支給している というものであれば非課税として取り扱われ ます。【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







